

水戸市での撮影等にかかる新型コロナウイルス（COVID-19）対策確認票

水戸市みとの魅力発信課長 様
（水戸市フィルムコミッション）

会社名※ ¹ 代表者名※ ²	
所在地	〒
代表者連絡先	電話 - -
担当氏名	
担当連絡先	電話 - -
衛生管理者(係)氏名	
衛生管理者(係)連絡先	電話 - -

※¹:元請けとなる製作会社(制作部以上)を記入のこと。
製作委員会の場合は総括と予算・進捗管理を行う団体とする。

※²:代表者はラインプロデューサー以上とする。

作品名			
使用場所			
撮影日			
スタッフ数（演者含）	人	エキストラ数	人

撮影等を行うにあたり、新型コロナウイルス（COVID-19）の急速な感染拡大に対応するため、以下の事項を遵守いたします。

1 基本的な承認事項

承認事項	【チェック欄】 承認したものにレを入れてください。
(1)国や自治体からの撮影中止要請（対象：茨城県，水戸市，ロケ隊の拠点となる都道府県）が出た場合，撮影等の活動を全て中止し，国，県及び水戸市の指導に従います。	
(2)施設等を利用する場合は，施設管理者の指示に従うものとし，撮影中止要請があった場合には速やかに従います。	
(3)撤収の際は，使用した施設（撮影場所，控え室，トイレ等の2次感染の可能性が高い場所）の消毒（アルコール消毒液や次亜塩素酸ナトリウム水溶液による拭き取り）を徹底します。	
(4)撮影当日に発熱者が出た場合は，速やかに水戸市みとの魅力発信課及び施設管理者に報告し，ただちに撤収します。	
(5)撮影終了後2週間以内に，関係者の感染が判明した場合，もしくは感染の疑いが生じた場合は，水戸市みとの魅力発信課及び施設管理者に速やかに情報提供し，申請者の負担で専門業者による消毒を実施します。 また，保健所の聞き取りに協力し必要な情報提供を行います。	
(6)関係者の感染により，感染や風評被害が起こった場合の損害補償（営業補償や専門業者による消毒費用等）については，誠意をもって対応します。	

<p>(7)その他、感染状況等に応じて、水戸市が撮影等の活動を中止すべきと判断した場合には、水戸市の要請に従います。 その際に発生した金銭的負担等は、水戸市及び施設管理者には求めません。</p>	
---	--

2 撮影等での承認事項

下記の各項目が遵守できないと水戸市が判断した場合は、ただちに撮影を中止し撤収します。

※製作側で新型コロナウイルス感染症対策用のガイドラインを設けている場合は、本票を提出する前にお示しください。内容に相違がある場合は、確認してその結果を反映させていただく場合がございます。

承認事項	【チェック欄】 確認したものにレ を入れてください。
(1) 撮影等の参加者について	
<p>以下に該当する者は、ロケハン及び撮影に参加させません。</p> <p>①感染者、濃厚接触者及び海外渡航歴のある者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者：退院・退所後2週間以内 ・ 濃厚接触者：検査後2週間以内 ・ 海外渡航者：帰国後2週間以内 	
<p>②発熱の有無にかかわらず、出発前に嗅覚、味覚障害、倦怠感やインフルエンザに似た症状が出ている者</p>	
<p>③撮影当日の出発前に、平熱より1℃以上高い者</p> <p>※製作会社の責任において、関係者全員（スタッフ、演者、エキストラ）が、撮影日前の過去2週間において平熱であったことを保証すること。</p> <p>※製作会社は、関係者全員の氏名や連絡先を把握し、また、関係者全員に当該撮影の責任者の連絡先を周知すること。</p>	
<p>関係者全員の撮影中の行動を確認・管理します。</p>	
(2) マスクや手指消毒等の準備や対策	
<p>感染対策のため、消毒等を行う衛生管理者(係)を現場に配置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者全員が撮影期間中に必要なマスク、手袋、消毒液等の準備をします。 ・関係者全員のマスク着用、うがい手洗い、手指の消毒を徹底します。演者（エキストラも含む。以下同じ。）も、撮影時以外はマスクを着用します。 ・手指消毒剤は、施設等入口及び共用エリアで利用できるよう準備します。 	
<p>撮影現場では、万が一に備えて関係者全員が検温できるよう準備します。</p>	
(3) 施設利用における対策	
<p>①換気の悪い密閉空間を避ける</p> <p>※外気の入らない建物での撮影は認めません。</p> <p>撮影の際は常時開放箇所を設け、扇風機等を使用する等の対応をとり、空気の通りをよくするよう徹底します。</p>	
<p>②多数が集まる密集場所を作らない</p> <p>待機中のスタッフ、演者は、間隔を空ける、屋外で待機させるなど、いわゆる「3密」にならないための対策を徹底します。</p>	
<p>③スタッフとみとの魅力発信課の係員及び施設管理者との接触は必要最小限とし、問い合わせなどは、メールやweb会議、携帯電話等に留めるなど、感染リスクの回避に努めます。</p>	
<p>④撮影の見学受け入れは原則禁止とし、不特定多数の者が近くに立ち入らないよう対策を講じます。</p>	

(4) 飲食、弁当等の衛生面における準備や対策	
<p>①弁当屋とのやり取り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁当はあらかじめパッケージ化されたものとし、ケータリング形式は避けます。 ・弁当の受け渡しは、あらかじめ決めた場所に置いてもらうなど、なるべく対面・接触を避けます。 <p>※支払いについては、できるだけ事前の振込みにご協力ください。</p>	
<p>②飲食等の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事等を扱うスタッフは、特に事前の手洗いや手指消毒等を徹底させます。 ・食器や飲食物の共有や使い回しを避けるよう指導します。 ・全ての飲み物は1回分用の容器に入ったボトルや缶で提供するよう徹底します。 ・ゴミは指定場所を決め、ゴミを捨てる時以外は常時袋を閉じて、こまめに消毒するなどの対策を講じます。 	
<p>③飲食時の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的距離を確保することができない場所での食事は、時間をずらして2組に分けるなどの対策を講じます。 	
<p>④夏季はマスクの装着等の感染予防対策により身体に熱がこもり、脱水症状になる場合があるため、こまめに水分やミネラルを補給するよう努めます。</p>	

※当該確認票は、新型コロナウイルスの終息宣言まで実施します。
 今後の状況の変化により、確認票の内容は見直すことがあります。